

■教育行政のポイント

“障害を理由とする差別”への対応指針

菱村 幸彦

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「差別解消法」という法律をご存じだろうか。差別解消法は、障害者権利条約の批准に伴う国内法整備の一環として、平成25年に制定された法律で、来年4月から施行される。

文部科学省は、差別解消法の施行に先立ち、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(案)」(以下「対応指針」)をまとめた(10月上旬に告示予定)。この指針は、民間事業者(私立学校等)を対象とするものである。公立学校については、教育委員会が対応要領を定めることとなるが、対応指針に示す内容は、公立学校においても同じと考えてよい。

不当な差別的取扱いの禁止

差別解消法は、行政機関(公立学校を含む)および民間事業者(私立学校を含む)が、[1] 障害を理由として、不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこと、[2] 障害者から社会的障壁の除去を求める意思の表明があった場合は、必要かつ合理的な配慮をしなければならないことを定めている(7条、8条)。この規定を受けて、対応指針は、差別禁止と合理的配慮について具体例を示している。

まず、差別解消法が禁止する「障害者の権利利益の侵害」とは、障害者に対して、正当な理由がないのに、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否したり、提供に当たって場所や時間帯などを制限したりすることによる権利利益の侵害をいう。ただし、障害者を障害者でない者より優遇する取扱いは不当な差別的取扱いには当たらない。

対応指針は、学校における不当な差別的取扱いに当たる具体例として、学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業の受講等を拒むことや、試験において合理的配慮の提供を受けたことを理由にその

試験結果を学習評価の対象から除外したり、差を付けたりすること等を挙げている。

次に、差別解消法が定める「合理的配慮」とは、障害者から社会的障壁を除去してほしいという意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の性別、年齢、障害の状態に応じて、社会的障壁を除去するため必要かつ合理的な配慮をすることである。

「合理的配慮」の具体例

合理的配慮は、場面や状況に応じて異なり、その内容は多様かつ個別的である。対応指針は、合理的配慮について多様な具体例を示している。紙幅の制約でそのすべてを紹介することはできないが、例えば、次のとおりである。

- 災害時の警報音が聞こえにくい障害者に対し、直接災害を知らせたり、緊急情報を視覚的に受容できる警報設備等を用意したりすること。
- 車椅子利用者のためにキャスト上げ等の補助をしたり、段差に携帯スロープを渡すこと。
- 棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 移動困難者のために、通学のための駐車場を確保したり、参加する授業で使用する教室をアクセスしやすい場所に変更したりすること。
- 聴覚過敏の児童生徒のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減したり、視覚情報の処理が苦手な児童生徒のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らしたりすること。
- 介助等を行う保護者、支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可すること。

(ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員)

●校長のリーダーシップで変わる特別支援教育 気になる子の保護者への支援術

【編集】曾山和彦 A5判・128頁／定価(本体1,900円)＋税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>をご利用ください。

